

第1章 総 則

第1 目 的

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び岡山市火災予防条例（昭和 37 年市条例第 16 号）の規定に基づく届出申請及び消防用設備等に係る届出の審査又は検査に関し、統一的な運用を図るために必要な基準を定めることを目的とする。

第2 用語等

この基準の用語は、次の例による。

- 1 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- 2 令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- 3 規則とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- 4 条例とは、岡山市火災予防条例（昭和 37 年市条例第 16 号）をいう。
- 5 市規則とは、岡山市火災予防規則（昭和 59 年市規則第 69 号）をいう。
- 6 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- 7 建基令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- 8 建築物とは、建基法第 2 条第 1 号に規定するものをいう。
- 9 居室とは、建基法第 2 条第 4 号に規定するものをいう。
- 10 主要構造部とは、建基法第 2 条第 5 号に規定するものをいう。
- 11 延焼のおそれのある部分とは、建基法第 2 条第 6 号に規定するものをいう。
- 12 耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- 13 準耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。
- 14 防火構造とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- 15 不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- 16 耐火建築物とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 に規定するものをいう。
- 17 準耐火建築物とは、建基法第 2 条第 9 号の 3 に規定するものをいう。
- 18 地階とは、建基令第 1 条第 2 号に規定するものをいう。
- 19 準不燃材料とは、建基令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- 20 難燃材料とは、建基令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- 21 階数とは、建基令第 2 条第 8 号に規定するものをいう。

- 22 防火設備とは、建基法第2条第9号の2項（耐火建築物、準耐火建築物の外壁の開口部及び防火区画における開口部等の遮炎性能に関する規定）又は第61条（防火地域又は準防火地域内の建築物の外壁の開口部における準遮炎性能に関する規定）に規定するものをいう。
- 23 特定防火設備とは、防火設備のうち、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- 24 小屋裏とは、小屋ばりと屋根に囲まれた部分をいう。
- 25 天井裏とは、天井と小屋ばり又は直上階の床とに囲まれた部分をいう。
- 26 J I Sとは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。
- 27 検定品とは、登録検定機関（法第21条の48に規定する法人をいう。）の検定に合格したものをいう。
- 28 認定品とは、登録認定機関（規則第31条の4に規定する法人をいう。）において検査し、技術基準等に適合していることを認定されたもの（一般財団法人日本消防設備安全センターによる認定品及び日本消防検定協会による認定評価品等）をいう。
- 29 評定品とは、一般財団法人日本消防設備安全センターが行う「消防防災用設備機器性能評定委員会」において評定合格した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等をいう。
- 30 低圧とは、直流で750V以下、交流で600V以下のものをいう。
- 31 高圧とは、直流で750Vを、交流で600Vを超える、7,000V以下のものをいう。
- 32 特別高圧とは、7,000Vを超えるものをいう。
- 33 常用電源とは、停電時以外の場合、常に用いられる電源をいう。
- 34 非常電源とは、一般負荷の常用電源が火災等で停電した場合でも、消防用設備等が使用できるように設けるものをいう。
- 35 予備電源とは、万一非常電源が故障したり、容量が不足したりした場合でも、最小限度消防用設備等の機能を保たせるために設けるものをいう。
- 36 防災センター等とは、防災センター（総合操作盤その他これに類する設備により、防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。以下同じ。）、中央管理室（建基令第20条の2第2号に規定する中央管理室をいう。）、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。）をいう。